



福岡医発第129号(保)

平成15年 4月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成15年4月1日付厚生労働省告示第151号をもって薬価基準の一部が改正され、公布の日から適用となった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

今回の改正は、平成15年1月31日までに薬事法上の承認・許可を得た新医薬品で、薬価基準への収載申請があった4成分6品目を、薬価基準の別表に第14部追補(10)として収載したものです。

また、同日付け厚生労働省告示第152号をもって「療担規則および薬担規則ならびに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等について」(平成14年3月18日厚生労働省告示第99号。以下「揭示事項等告示」という。)の一部が改正され、同日から適用されました。当該改正の内容は下記のとおりです。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌5月1日号に掲載が予定されています。

記

1. 経過措置品目として揭示事項等告示の別表2に収載されている医薬品は、平成15年3月31日をもって使用期限が切れ保険診療において使用できなくなるものであるが、これらの医薬品の中には、医療機関における在庫状況等を踏まえ引き続き使用を認めるべき品目が存在する。

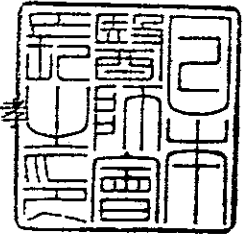
このため使用期限を延長する医薬品については、揭示事項等告示の別表第2から削除した上で、別表第4（使用期限：平成15年8月31日まで）と別表第5（使用期限：平成16年3月31日まで）を新設し、改めて収載した。

2. 現在、薬価基準に収載されている医薬品のうち、医療上の需要がなくなる等の理由により、製薬会社から供給停止の報告または薬価基準からの削除依頼があった品目については、新たな経過措置品目として、揭示事項等告示の別表第4（使用期限：平成15年8月31日まで）または別表第5（使用期限：平成16年3月31日まで）に収載した。

同様に、歯科用薬剤について、揭示事項等告示の別表第3に収載されている医薬品のうち、1品目が別表第6（使用期限：平成16年3月31日まで）に収載され、経過措置品目となった。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄孝



使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 15 年 4 月 1 日厚生労働省告示第 151 号をもって薬価基準の一部が改正され、公布の日から適用されました。

今回の改正は、平成 15 年 1 月 31 日までに薬事法上の承認・許可を得た新医薬品で、薬価基準への収載申請があった 4 成分 6 品目を、薬価基準の別表に第 14 部追補 (10) として収載したものであります。

また、同日付け厚生労働省告示第 152 号をもって「療担規則および薬担規則ならびに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成 14 年 3 月 18 日厚生労働省告示第 99 号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が改正され、同日から適用されました。当該改正の内容は下記の通りであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月 1 日号に掲載を予定しております。

記

1. 経過措置品目として掲示事項等告示の別表第 2 に収載されている医薬品は、平成 15 年 3 月 31 日をもって使用期限が切れ保険診療において使用できなくなるものであるが、これらの医薬品の中には、医療機関における在庫状況等を踏まえ引き続き使用を認めるべき品目が存在する。

このため使用期限を延長する医薬品については、掲示事項等告示の別表第 2 から削除した上で、別表第 4（使用期限：平成 15 年 8 月 31 日まで）と別表第 5（使用期限：平成 16 年 3 月 31 日まで）を新設し、改めて収載した。

2. 現在、薬価基準に収載されている医薬品のうち、医療上の需要がなくなる等の理由により、製薬会社から供給停止の報告または薬価基準からの削除依頼があった品目については、新たな経過措置品目として、揭示事項等告示の別表第4（使用期限：平成15年8月31日まで）または別表第5（使用期限：平成16年3月31日まで）に収載した。

同様に、歯科用薬剤について、揭示事項等告示の別表第3に収載されている医薬品のうち、1品目が別表第6（使用期限：平成16年3月31日まで）に収載され、経過措置品目となった。

（添付資料）

1. 官報（薬価基準関連）（平15. 4. 1 号外第70号抜粋）
2. 官報（揭示事項等告示関連）（平15. 4. 1 号外第70号抜粋）
3. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平15. 4. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成15年1月承認分）等



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働一五二)

○厚生労働省告示第百五十一号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)の規
定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十四年厚生労働省告示第八十七号)の一部を次のよう
に改正する。

平成十五年四月一日

別表に第14部として次のように加える。

品	第14部 内	追 用 名	補 規	薬 格	単 位	薬 価 円
(か)						
カルブロック錠 8mg					8mg 1錠	50.30
カルブロック錠 16mg					16mg 1錠	90.00
(ふ)						
フォスブロック錠 250mg					250mg 1錠	35.60
(れ)						
レナジェル錠 250mg					250mg 1錠	35.60
品	外	用 名	薬 規	格	単 位	薬 価 円
(し)						
小児用フルナーゼ点鼻液 25					2.04mg 4mL 1瓶	1,202.10
(へ)						
ペンタサ注腸 1g					1g 1個	958.60

厚生労働大臣 坂口 力

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(厚生労働一五二)

○厚生労働省告示第百五十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十四年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

厚生労働大臣 坂口 力

第六中「別表第2に収載されている医薬品を」の下に「同年九月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成十六年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を」を「別表第3に収載されている医薬品」の下に「（平成十六年四月一日以降においては、別表第6に収載されている医薬品を除く）」を加える。

別表第2第2部注射薬中「赤十字アルブミン 20%20mL1瓶」及び「赤十字アルブミン 20%50mL1瓶」を削る。

別表第2第5部追加補(1)注射薬中「ステイセーフCAPD/1.5D1SC 1.5L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD/1.5D1SC 2L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD/2.5D1SC 2L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD/4.25D1SC 1.5L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD/4.25D1SC 2L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD-2/1.5D1SC 1.5L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD-2/1.5D1SC 2L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD-2/2.5D1SC 1.5L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD-2/2.5D1SC 2L1袋（排液用バッグ付）」「ステイセーフCAPD-2/4.25D1SC 1.5L1袋（排液用バッグ付）」及び「ステイセーフCAPD-2/4.25D1SC 2L1袋（排液用バッグ付）」を削る。

別表第2第7部追加補(3)内用薬中「㊸㊹リン酸コデイン10倍散 10%1g」及び「㊸㊹リン酸ジヒドロコデイン10倍散 10%1g」を削る。

別表第2第8部追加補(5)対症薬中「ヒスタグロビン（人血清ガンマグロブリン12mgヒスタミン二塩酸塩0.15/g）1瓶（溶解液付）」を削る。

別表第3の次に次の三表を加える。

別表第4

品名	第1部 内 用 薬	規格 単位
(あ)		
アミノイリン錠 100 mg 「三晃」		100mg1錠
(は)		
ハイトイリン (三晃)		1 g
バントチン散カルシウム散「フソ		10%1 g
品名	第2部 注 射 薬	規格 単位
(す)		
ステイセーワCAPD/1.5 D1	1.5 L1袋(排液用バッグ付)	
SC		
ステイセーワCAPD/1.5 D1	2 L1袋(排液用バッグ付)	
SC		
ステイセーワCAPD/2.5 D1	1.5 L1袋(排液用バッグ付)	
SC		
ステイセーワCAPD/2.5 D1	2 L1袋(排液用バッグ付)	
SC		
ステイセーワCAPD/4.25 D1	1.5 L1袋(排液用バッグ付)	
SC		
ステイセーワCAPD/4.25 D1	2 L1袋(排液用バッグ付)	
SC		
ステイセーワCAPD-2/1.5	2 L1袋(排液用バッグ付)	
D1 SC		
ステイセーワCAPD-2/2.5	1.5 L1袋(排液用バッグ付)	
D1 SC		
ステイセーワCAPD-2/2.5	2 L1袋(排液用バッグ付)	
D1 SC		
ステイセーワCAPD-2/	1.5 L1袋(排液用バッグ付)	
4.25 D1 SC		
ステイセーワCAPD-2/	2 L1袋(排液用バッグ付)	
4.25 D1 SC		

別表第5

品名	第1部 内 用 薬	規格 単位
(あ)		
アギトールS錠 100 mg		100mg1錠
アスキットCA		1 g
アセナリン細粒		0.5%1 g
アセナリン錠		2.5mg1錠

テチロンE顆粒	50%1 g
アトモラン散	10%1 g
アトモラン散	20%1 g
アトモラン錠	50mg1錠
テラモール錠 25 mg	25mg1錠
(い)	
イオバノ酸錠	6錠1箱
イオボグートナトリウムカプセル	500mg1カプセル
イブプロフェン錠「オークラ」	100mg1錠
イミダリン錠	10mg1錠
イワベントカプセル 300	300mg1カプセル
(う)	
ウイソストロール	2mg1錠
ウガロソカプセル	2.4mg1カプセル
(え)	
FAD錠協和	5mg1錠
ルーキサル顆粒 200	200mg1 g
塩酸ジルチアゼムRカプセル 100 mg 「KODBA」	100mg1カプセル
(お)	
オネペランカプセル	50mg1カプセル
(か)	
カルナタール	15mg1錠
乾燥硫酸ナトリウム「ミヤザワ」	10 g
(く)	
クラテグット錠	1錠
クラテグット錠 60 mg	60mg1錠
クラテルツカプセル	40mg1カプセル
クロルフェニラミンニスキャップ	8mg1カプセル
(け)	
ケーワシ散	1%1 g
(こ)	
コフメジシロップ	0.08%1 mL
コソラックス錠	4mg1錠
コソラックス錠 (2 mg)	2mg1錠
(さ)	
サイコアレノ錠 1 mg	1mg1錠
サイコアレノ錠 3 mg	3mg1錠
(し)	
ソゾロキサン細粒	200mg1 g
人工カルルス塩「ミヤザワ」	10 g
仁丹ボルワ安中散料エキス顆粒	1 g

(せ)		
セフェアル錠	194mg1錠	
セルベート錠	30mg1錠	
センナシド	12mg1錠	
センナリ・重曹錠	1錠	
(た)		
タイチア 10	10mg1錠	
(と)		
トランザクト錠 1mg	1mg1錠	
トフタール細粒 1%	1%1g	
(は)		
バランチン錠 0.5mg	0.5mg1錠	
バンコラールカプセル	100mg1カプセル	
(ふ)		
フセトソカプセル	37.5mg1カプセル	
フアラジオ腸溶錠—250	250mg1錠	
フアラジオニッソワ	1.5%1ml	
フロエスL錠	50mg1錠	
(へ)		
ベクシー顆粒	1g	
ヘルババール錠 0.75mg	0.75mg1錠	
(ほ)		
ボクスール錠 25	25mg1錠	
(み)		
ミコール錠	0.25mg1錠	
(め)		
メラボン液	0.02%1ml	
(り)		
リサモール細粒	0.5%1g	
リサモール錠	2.5mg1錠	
⑤⑥ リン酸コデイン 10 倍散	10%1g	
⑤⑥ リン酸ジヒドロコデイン 10 倍散	10%1g	
(ろ)		
ルターゼン	100mg1錠	
(れ)		
レブノール錠	0.5mg1錠	
レガレンカプセル	100mg1カプセル	
レクリカ持効錠	5mg1錠	
レクリカシロップ	0.04%10ml	

品 名	第2部 注 射 薬	規 格 単 位
(う)		
フェノトロリソール11	500mg10mL1瓶	
ウリナスタン注	50,000単位2mL1瓶	
ウリナスタン注	100,000単位4mL1瓶	
(え)		
エスチン注	100,000単位1瓶	
FAD注協和	2mg1管	
FAD注協和	5mg1管	
FAD注協和	10mg1管	
FU注「シエーリンゾ」	250mg1管	
FU注「シエーリンゾ」	500mg1管	
エボセリン筋注用	250mg1瓶(溶解液付)	
エレミール注	2mL1管	
(か)		
カロマイドMe注射液	0.5mg1管	
(き)		
キリットAS注	200mL1瓶	
キリット注10%	10%500mL1瓶	
(け)		
KN補液4A	200mL1瓶	
KN補液4A	500mL1瓶	
(し)		
シオマリソ静注用0.5g	500mg1瓶	
(せ)		
赤十字アルブミン	20%20mL1瓶	
赤十字アルブミン	20%50mL1瓶	
(ち)		
注射用サイトサル	100mg1瓶	
サルマボテ静注用0.5g	500mg1瓶	
サルマボテ静注用1g	1g1瓶	
(と)		
トキソール筋注用	500mg1瓶(溶解液付)	
トリバレン1号	400mL1瓶又は1袋	
トリバレン2号	400mL1瓶又は1袋	
(ね)		
ネオマイゾンG注1g	1g1瓶(溶解液付)	

ネオマイゾンG注500mg	500mg1瓶(溶解液付)	
(の)		
ノボリンR注40	40単位1mLバイアル	
ノボリンN注40	40単位1mLバイアル	
ノボリンU注40	40単位1mLバイアル	
ノボリン30R注40	40単位1mLバイアル	
ノボレットR注	150単位1キット	
(ひ)		
ヒスタグロビン	(人血清ガンマグロブリン)12mgヒスタミン塩酸塩50.15mg1瓶(溶解液付)	
ヒューマリソN注U-40	40単位1mLバイアル	
ヒューマリソN注U-40	40単位1mLバイアル	
ヒューマリソU注U-40	40単位1mLバイアル	
ヒューマリソ3ノ7注U-40	40単位1mLバイアル	
(ふ)		
フエーストシン静注用1gキット	1g1キット(5%ブドウ糖注射液100mL付)	
フエッゾール	40mg2mL1管	
フルクタマニト注	300mL1瓶	
(も)		
モノターF注40	40単位1mLバイアル	
(ら)		
ライソクルト注射液	50,000単位1瓶	
ライソクルト注射液	100,000単位1瓶	
ラクテックD注	250mL1瓶	
(わ)		
レタコート局所注射液	2.5%1mLバイアル	
(わ)		
ワスタン	415mL1瓶	
ワスタン	415mL1袋	
第3部 外 用 薬	規 格 単 位	
(あ)		
アストアレン坐剤500	500mg1個	
アチロン坐剤	750mg1個	
アチロン坐剤1000	1g1個	
アソビレクタ坐剤125	125mg1個	

アソビレクタ坐剤250	250mg1個	
(ざ)		
サリエスチーム	10cm×14cm1枚	
(じ)		
消痔用プロピルアルコール(50%) (患部用)	50%10mL	
ジリオサック軟膏3%	3%1g	
(は)		
バリターゼ	1瓶	
(ひ)		
ヒテッククリーム「エスエス」	0.5%1g	
ヒオネス	1%0.7mL1筒	
ビルツシンゲル	1%1g	
(ふ)		
※ 処方ワシテシン酸軟膏(丸石)	1g	
アトニソロン軟膏(0.5%) 乳剤性「ワルイシ」	0.5%1g	
アトニソロン軟膏(0.5%) 「ワルイシ」	0.5%1g	
(へ)		
ヘルペン坐剤125	125mg1個	
ヘルペン坐剤250	250mg1個	
(め)		
メチレーヌエター	0.0143%5mL1瓶	
第4部 歯科用薬剤	規 格 単 位	
品 名		
注射薬		
キシレスチン注射液(カートリッジ)	1.8mL1管	
外 用 薬 (い)		
デントセル	1.25cm×90cm(4折)	
別表第6		
品 名		
第1部 歯科用薬剤	規 格 単 位	
外 用 薬		
(軟組織消炎剤)		
ヨチオン溶液		



事 務 連 絡
平成15年 4 月 1 日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 御 中
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御 中
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部） 御 中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成14年厚生労働省告示第87号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等について」（平成14年厚生労働省告示第99号。以下「揭示事項等告示」という。）の一部が平成15年 4 月 1 日付厚生労働省告示第151号及び第152号をもって改正され、公布の日から適用されたところであるが、その概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 平成15年 1 月 31 日までに薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造（輸入）承認・許可され、薬価基準への収載希望があった別添 1 の医薬品（内用薬 4 品目、外用薬 2 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 3 0 8	3, 4 1 8	1, 9 4 7	4 3	1 1, 7 1 6

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 現行上、同告示の別表第2に収載されている医薬品については、平成15年4月1日以降は保険診療において使用できないが、一部の医薬品については、医療機関における在庫の状況等を踏まえこの使用期限を平成15年8月31日又は平成16年3月31日まで延長するもの。
- (2) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業より供給停止の報告又は薬価基準からの削除依頼があった別添2の医薬品について、平成15年9月1日又は平成16年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するもの。
- (3) (1)及び(2)により揭示事項等告示の別表第4に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	3	12	0	0	15

- (4) (1)及び(2)により揭示事項等告示の別表第5に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	62	47	18	2	129

- (5) (2)により揭示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	0	0	1	1

新医薬品一覧表

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	内用薬 カルブプロック錠 8 m g	アゼルニジピン	8 m g 1 錠	50.30
2	カルブプロック錠 1 6 m g		1 6 m g 1 錠	90.00
3	内用薬 フォスブロック錠 2 5 0 m g	塩酸セベラマー	2 5 0 m g 1 錠	35.60
4	レナジェル錠 2 5 0 m g		2 5 0 m g 1 錠	35.60
5	外用薬 小児用フルナーゼ点鼻液 2 5	プロピオン酸フルチカゾン	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	1,202.10
7	外用薬 ペンタサ・注腸 1 g	メサラジン	1 g 1 個	958.60

別添 2

経過措置品目一覧表

別表第4(平成15年8月31日まで)

No		薬価基準名	規格単位
1	内用薬	アミノフィリン錠100mg「三晃」	100mg1錠
2	内用薬	ハイフィリン(三晃)	1g
3	内用薬	パントテン酸カルシウム散「フソー」	10%1g
4	注射薬	ステイセーフCAPD/1.5DISC	1.5L1袋(排液用バッグ付)
5	注射薬	ステイセーフCAPD/1.5DISC	2L1袋(排液用バッグ付)
6	注射薬	ステイセーフCAPD/2.5DISC	1.5L1袋(排液用バッグ付)
7	注射薬	ステイセーフCAPD/2.5DISC	2L1袋(排液用バッグ付)
8	注射薬	ステイセーフCAPD/4.25DISC	1.5L1袋(排液用バッグ付)
9	注射薬	ステイセーフCAPD/4.25DISC	2L1袋(排液用バッグ付)
10	注射薬	ステイセーフCAPD-2/1.5DISC	1.5L1袋(排液用バッグ付)
11	注射薬	ステイセーフCAPD-2/1.5DISC	2L1袋(排液用バッグ付)
12	注射薬	ステイセーフCAPD-2/2.5DISC	1.5L1袋(排液用バッグ付)
13	注射薬	ステイセーフCAPD-2/2.5DISC	2L1袋(排液用バッグ付)
14	注射薬	ステイセーフCAPD-2/4.25DISC	1.5L1袋(排液用バッグ付)
15	注射薬	ステイセーフCAPD-2/4.25DISC	2L1袋(排液用バッグ付)

別表第5(平成16年3月31日まで)

No		薬価基準名	規格単位
1	内用薬	アギフトールS錠100mg	100mg1錠
2	内用薬	アスキットCA	1g
3	内用薬	アセナリン細粒	0.5%1g
4	内用薬	アセナリン錠	2.5mg1錠
5	内用薬	アチロンE顆粒	50%1g
6	内用薬	アトモラン散	10%1g
7	内用薬	アトモラン散	20%1g
8	内用薬	アトモラン錠	50mg1錠
9	内用薬	アラモール錠25mg	25mg1錠
10	内用薬	㊥イオパノ酸錠	6錠1組
11	内用薬	㊥イオボダートナトリウムカプセル	500mg1カプセル
12	内用薬	イブプロフェン錠「オークラ」	100mg1錠
13	内用薬	イミダリン錠	10mg1錠
14	内用薬	イワベントカプセル300	300mg1カプセル
15	内用薬	ウインストロール	2mg1錠
16	内用薬	ウガロンカプセル	2.4mg1カプセル
17	内用薬	FAD錠協和	5mg1錠
18	内用薬	L-キサル顆粒200	200mg1g
19	内用薬	塩酸ジルチアゼムRカプセル100mg「KOBA」	100mg1カプセル
20	内用薬	オンペランカプセル	50mg1カプセル
21	内用薬	カルナタール	15mg1錠
22	内用薬	乾燥硫酸ナトリウム「ミヤザワ」	10g
23	内用薬	クラテグット錠	1錠
24	内用薬	クラテグット錠60mg	60mg1錠
25	内用薬	クラテルツカプセル	40mg1カプセル
26	内用薬	クロルフェニラミンエスキャップ	8mg1カプセル
27	内用薬	ケーワン散	1%1g
28	内用薬	コフメジンシロップ	0.08%1mL
29	内用薬	コンラックス錠	4mg1錠
30	内用薬	コンラックス錠(2mg)	2mg1錠
31	内用薬	サイコブレン錠1mg	1mg1錠
32	内用薬	サイコブレン錠3mg	3mg1錠
33	内用薬	シプロキササン細粒	200mg1g
34	内用薬	人工カルルス塩「ミヤザワ」	10g
35	内用薬	仁丹ドルフ安中散料エキス顆粒	1g
36	内用薬	セフィル錠	194mg1錠
37	内用薬	セルベート錠	30mg1錠

No	薬価基準名	規格単位
39	内用薬 センブリ・重曹錠	1錠
40	内用薬 ダイテア10	10mg1錠
41	内用薬 トランザクト錠1mg	1mg1錠
42	内用薬 トンタール細粒1%	1%1g
43	内用薬 バランテン錠0.5mg	0.5mg1錠
44	内用薬 パンコロールカプセル	100mg1カプセル
45	内用薬 プセトンカプセル	37.5mg1カプセル
46	内用薬 フラジオ腸溶錠-250	250mg1錠
47	内用薬 プラフェニックスシロップ	1.5%1mL
48	内用薬 プロエスL錠	50mg1錠
49	内用薬 ペクシー顆粒	1g
50	内用薬 ヘルパロール錠0.75mg	0.75mg1錠
51	内用薬 ボブスール錠25	25mg1錠
52	内用薬 ミコール錠	0.25mg1錠
53	内用薬 メラボン液	0.02%1mL
54	内用薬 リサモール細粒	0.5%1g
55	内用薬 リサモール錠	2.5mg1錠
56	内用薬 ㊟㊟リン酸コデイン10倍散	10%1g
57	内用薬 ㊟㊟リン酸ジヒドロコデイン10倍散	10%1g
58	内用薬 ルターゼン	100mg1錠
59	内用薬 レアノール錠	0.5mg1錠
60	内用薬 レガレンカプセル	100mg1カプセル
61	内用薬 レクリカ持効錠	6mg1錠
62	内用薬 レクリカシロップ	0.04%10mL
63	注射薬 ヴェノグロブリン-IH	500mg10mL1瓶
64	注射薬 ウリナスタン注	50,000単位2mL1瓶
65	注射薬 ウリナスタン注	100,000単位4mL1瓶
66	注射薬 エストテン注	100,000単位1瓶
67	注射薬 FAD注協和	2mg1管
68	注射薬 FAD注協和	5mg1管
69	注射薬 FAD注協和	10mg1管
70	注射薬 FU注「シェーリング」	250mg1管
71	注射薬 FU注「シェーリング」	500mg1管
72	注射薬 エポセリン筋注用	250mg1瓶(溶解液付)
73	注射薬 エレミール注	2mL1管
74	注射薬 カロマイドMe注射液	0.5mg1管
75	注射薬 キリットAS注	200mL1瓶
76	注射薬 キリット注10%	10%500mL1瓶
77	注射薬 KN補液4A	200mL1瓶
78	注射薬 KN補液4A	500mL1瓶
79	注射薬 シオマリン静注用0.5g	500mg1瓶
80	注射薬 赤十字アルブミン	20%20mL1瓶
81	注射薬 赤十字アルブミン	20%50mL1瓶
82	注射薬 注射用サイトサール	100mg1瓶
83	注射薬 テルマボア静注用0.5g	500mg1瓶
84	注射薬 テルマボア静注用1g	1g1瓶
85	注射薬 トキオゾール筋注用	500mg1瓶(溶解液付)
86	注射薬 トリパレン1号	400mL1瓶又は1袋
87	注射薬 トリパレン2号	400mL1瓶又は1袋
88	注射薬 ネオマイゾンG注1g	1g1瓶(溶解液付)
89	注射薬 ネオマイゾンG注500mg	500mg1瓶(溶解液付)
90	注射薬 ノボリン30R注40	40単位1mLバイアル
91	注射薬 ノボリンN注40	40単位1mLバイアル
92	注射薬 ノボリンR注40	40単位1mLバイアル
93	注射薬 ノボリンU注40	40単位1mLバイアル
94	注射薬 ノボレットR注	150単位1キット
95	注射薬 ヒスタグロビン	(人血清ガンマグロブリン12mg ヒスタミン二塩酸塩0.15μg)1 瓶(溶解液付)
96	注射薬 レーダーH2O注射液	40単位1mLバイアル

No	薬価基準名	規格単位
97	注射薬 ヒューマリンN注U-40	40単位1mLバイアル
98	注射薬 ヒューマリンR注U-40	40単位1mLバイアル
99	注射薬 ヒューマリンU注U-40	40単位1mLバイアル
100	注射薬 ファーストシン静注用1gキットG	1g1キット(5%ブドウ糖注射液100mL付)
101	注射薬 フェップゾール	40mg2mL1管
102	注射薬 フルクトマニト注	300mL1瓶
103	注射薬 モノタード注40	40単位1mLバイアル
104	注射薬 ラインクルト注射用	50,000単位1瓶
105	注射薬 ラインクルト注射用	100,000単位1瓶
106	注射薬 ラクテックD注	250mL1瓶
107	注射薬 レダコート局所注射液	2.5%1mLバイアル
108	注射薬 ワスタN	415mL1瓶
109	注射薬 ワスタN	415mL1袋
110	外用薬 アストブレン坐剤500	500mg1個
111	外用薬 アチロン坐剤	750mg1個
112	外用薬 アチロン坐剤1000	1g1個
113	外用薬 アンピレクト坐剤125	125mg1個
114	外用薬 アンピレクト坐剤250	250mg1個
115	外用薬 サリエスターM	10cm×14cm1枚
116	外用薬 ※消毒用プロピルアルコール(50%)(恵美須)	50%10mL
117	外用薬 ジリオザック軟膏3%	3%1g
118	外用薬 バリダーゼ	1瓶
119	外用薬 ピアテッククリーム「エスエス」	0.5%1g
120	外用薬 ピオネス	1%0.7mL1筒
121	外用薬 ビルツシンゲル	1%1g
122	外用薬 ※複方ウンデシレン酸軟膏(丸石)	1g
123	外用薬 プレドニゾン軟膏(0.5%)乳剤性「マルイシ」	0.5%1g
124	外用薬 プレドニゾン軟膏(0.5%)「マルイシ」	0.5%1g
125	外用薬 ヘルペン坐剤125	125mg1個
126	外用薬 ヘルペン坐剤250	250mg1個
127	外用薬 メチレーヌエアー	0.0143%5mL1瓶
128	歯科用薬剤 キシレステシン注射液(カートリッジ)	1.8mL1管
129	歯科用薬剤 デントセル	1.25cm×90cm(4折)

別表第6(平成16年3月31日まで)

No	薬価基準名	規格単位
1	歯科用薬剤 ヨチオン溶液	なし

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十五年一月承認分）

(内用薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1	内214	カルブブロック 8mg錠 カルブブロック 16mg錠 (三共)	8mg 1錠 16mg 1錠	アゼルニジピン 通常、成人にはアゼルニジピンとして8～16mgを1日1回朝食後経口投与する。なお、1回8mgあるいは更に低用量から投与を開始し、症状により適宜増減するが、1日最大16mgまでとする。
	(効能・効果) 高血圧症			

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
2	内219	フォスブロック錠250mg (麒麟麦酒) レナジェル錠250mg (中外製薬)	250mg 1錠 250mg 1錠	塩酸セベラマー 通常、成人には、塩酸セベラマーとして1回1～2gを1日3回食直前に経口投与する。 なお、年齢、症状、血清リン濃度の程度により適宜増減するが、最高用量は1日9gとする。
	(効能・効果) 下記患者における高リン血症の改善 透析中の慢性腎不全患者			

(外用薬)

薬効 分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成 分 名	用 法 ・ 用 量
3 外132	小児用フルナーゼ 点鼻液25 (ゲラクリ・スミスクライン)	2.04mg4mL1瓶	プロピオン酸フルチカゾン	小児には、通常1回各鼻腔に1噴霧（プロピオン酸フルチカゾンとして25 μ g）を1日2回投与する。なお、症状により適宜増減するが、1日の最大投与量は、8噴霧を限度とする。
	(効能・効果) アレルギー性鼻炎、血管運動性鼻炎			

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十四年十月承認分）

(外用薬)

薬効 分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
外239	ペンタサ注腸 1g （日清キョーリン製薬）	1g 1個	メサラジン	通常、成人には1日1個（メサラジンとして1g）を、直腸内注入する。なお、年齢、症状により適宜減量する。
	（効能・効果） 潰瘍性大腸炎（重症を除く）			